

令和4年11月 農業委員会総会

令和4年11月25日(金) 9時00分
川棚町農業委員会 川棚町役場 2階 大会議室

事務局長

「ただいまから、令和4年度11月の農業委員会を開催します。」

「本日は 2番〇〇委員・6番〇〇委員2名が欠席です。委員13名中11名の出席ですので、総会は成立している事をご報告します。」

「また本日は農地利用最適化推進委員の皆様にも参加いただいています。」

「それでは、開会に当たりまして、会長からご挨拶をお願いします。」

会長

(挨拶)

「それでは報告事項の報告及び次回総会等の開催日の提案を事務局からお願いします。」

事務局

「それでは報告事項1番、11月の行事及び12月の予定についてご報告いたします。(各報告)」「次回現地調査日を12月20日、総会開催日を12月26日とすることをご提案いたします。」

会長

「ただいま、事務局から次回の現地調査及び総会開催予定日の提案がありましたがいかがでしょうか。」

全委員

「異議なし」

会長

「それでは次回の現地調査の日程を12月20日、総会開催日を12月26日といたします。」

「次回の調査委員は 〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員としますのでよろしくをお願いします。」

<p>会長</p>	<p>「これより本日の会議を開きます。なお、議事に入ります前に議事録署名人を指名いたします。議事録署名人を〇〇委員、〇〇委員にお願いいたします。」</p>
<p>会長</p>	<p>「それでは、報告事項 2 番 農用地利用配分計画の解約について事務局よりお願いします。」</p>
<p>事務局</p>	<p>報告事項 2 番 農用地利用配分計画の解約について</p>
<p>会長</p>	<p>「それでは、引き続き、議案第 1 2 号 農用地利用集積計画の決定について審議を行います。事務局より説明をお願いします。」</p>
<p>議案朗読</p>	
<p>事務局</p>	<p>「今回の利用集積については、2 件の事案があります。1 番 農地中間管理事業による一括方式 2 番 所有権移転です。まずは、1 番 農地中間管理事業による一括方式について説明します。」</p>
<p>詳細説明</p>	
<p>「引き続き、2 番 所有権移転について説明します。」</p>	
<p>詳細説明</p>	
<p>「今回申請があっている〇〇氏は、〇〇氏の父親と平成 2 7 年度より 1 0 年間で農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約をされており、現在合意契約を進めております。農業経営基盤強化促進法による農地の売買であり、農地の有効利用と経営規模の拡大を目指したものであり、町が間に入って売買等の権利をスムーズに進めるための制度です。具体的には、農地の売買契約等に該当するものを町が作成することになります。また、現地調査を行っていますので、後ほど調査委員からの報告もいただきたいと思います。」</p>	
<p>「以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤促進法第 1 8 条の第 3 項の各要件を満たしていると考えます。」</p>	

<p>会長</p>	<p>「ただいま事務局から説明がありました議案第12号 農用地利用集積計画の決定について、1番から順に審議決定したいと思います。まずは、1番 農地中間管理事業による一括方式から質疑を受けたいと思います。質疑等ございませんか。」</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>「11番 〇〇です。〇〇さんは新規就農者で研修を受けられております。みかん部会で〇〇さんが管理されていたけど高齢で管理ができなくなった時に、ちょうど〇〇さんが新規就農されて借りたい。」という話になり契約されることになりました。」</p> <p>「〇〇さんの土地は、スイートスプリングなど自分達で食べるぐらいの果樹園があり、自分達で管理されていましたが、今は果樹園として利用価値もなく、シルバ人材センターを雇って草払いなど保全管理をされていた。私から「借りたい人がいる。」と話しをしたところ快く引き受けてくださり、契約となりました。」</p>
<p>会長</p>	<p>「1番については、他に質疑ないですか。」</p>
<p>全委員</p>	<p>「質疑なし」</p>
<p>会長</p>	<p>「質疑など無いようですので、採決に移ります。 「議案第12号 1番 農用地利用集積計画の決定について、許可することにご異議ございませんか。」</p>
<p>全委員</p>	<p>「異議なし」</p>
<p>会長</p>	<p>「異議なしと認めます。よって議案第12号 1番 農用地利用集積計画について許可することに決定します。」</p>
<p>会長</p>	<p>「続いて、2番 農用地利用集積計画の決定について審議願います。2番については、所有権移転を伴いますので、現地調査もされたようです。調査委員・地元推進委員からの報告をお願いします。」</p> <p>「それでは、調査委員（〇〇委員）より説明をお願いします。」</p>

<p>〇〇委員</p>	<p>「12 番〇〇です。1 1月2 1日〇〇委員、〇〇委員、事務局職員2名と一緒に現地に行き、地元委員の〇〇委員・〇〇委員も同行して、現地調査を行いました。場所については、17ページに地図が載っていますが、先ほど報告事項で説明がありました〇〇さんの農地をさらに登ったところの〇〇です。一面ひらけた茶畑で、とても眺めもよく海がみえるいい場所でした。〇〇さんは以前〇〇に住まれている今は県外在住で、〇〇さんの父親と現在賃貸借契約を結ばれており、お茶栽培をされているようです。今回〇〇氏から申し出があり売買契約を結ばれることになりましたので、合意解約を同時進められております。解約できしだい売買契約をされるとのことです。〇〇さんは認定農業者であられ、経営規模拡大として〇〇市・〇〇市・〇〇町・〇〇町でお茶を作られ、大規模経営をされているとのこと。現地は、電気柵や霜対策用のファンを設置されておりこれからも管理されていかれると思いますので、荒れることもない。特に問題ないと思います。説明不足がありましたら、地元の推進委員さんへお願いします。」</p>
<p>会長</p>	<p>「続いて、地元推進委員(〇〇委員)からの意見をお願いします。」</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>「17 番 〇〇です。先ほど説明がありましたが、2 1日現地調査に立ち会いました。以前この土地は、みかん園で耕作も出来ず、荒れていました。その後造成され町外の方がお茶を栽培され現在お茶園になっております。その中の1人が〇〇さんの父親で〇〇さんと10年間の貸し借りでお茶栽培をされています。〇〇さんから県外在住ということで売買の相談が〇〇委員へあったようです。売買に関しては何も言えませんが、この土地は海も見え景色もよく設備も完璧にされておりますので、耕作放棄地にならないようにますます頑張ってもらえれば。とっており、特に問題ない。と思います。」</p>
<p>会長</p>	<p>「価格も特に問題ないですか。」</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>「地域もこれくらいの価格のため問題ないです。」</p>
<p>会長</p>	<p>「これより質疑を行います。2番の事案について質疑等ございませんか。」</p>

全委員	「質疑なし」
会長	「質疑など無いようですので、採決に移ります。 議案第12号 2番 農用地利用集積計画の決定について許可することにご異議ありませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。よって議案第12号 2番 農用地利用集積計画の決定について許可することに決定します。」
会長	「それでは、引き続き議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。事務局よりお願いします。」
事務局	「議案第13号について説明します。」 「総会資料19ページをご覧ください。」 (議案の朗読及び説明) 「今回申請があっている〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏は、平成29年6月より農地法による賃貸借契約をされており現在、合意解約を進めております。」 「農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。」
会長	「ただいま事務局から説明がありました議案第13号 農地法第3条の許可申請については、所有権移転を伴いますので、調査委員、地元委員からの説明を受け、質疑を受けた後に採決に入りたいと思います。」 「それでは、調査員(〇〇委員)より説明をお願いします。」
〇〇委員	「4番 〇〇です。11月21日に〇〇委員、〇〇委員、事務局職員2名立ち合いの下、現地調査を実施しました。先ほど説明がありましたが、申請者は、〇〇〇〇〇〇に勤務され定年後父親の後

	<p>継ぎをされるようです。現地調査の次の日にたまたま申請書の父親に会い、おおむね説明をうけ、「自分も高齢で、農業をするのは難しくなったので息子にお願いをする。」との話でした。3条の申請については、特に問題ない。と思いますが、説明が不足するところは、地元委員さんをお願いします。」</p>
会長	<p>「続いて、地元委員（〇〇委員）より説明をお願いします。」</p>
〇〇委員	<p>「8番〇〇です。11月21日に地元委員として現地調査に行きました。調査委員より詳しく説明がありましたので、特に説明はありません。」</p>
会長	<p>「地元推進委員（〇〇）さんより意見をお願いします。」</p>
〇〇委員	<p>「11月21日現地調査当日は、都合が悪くて参加しておりませんが、譲受人 〇〇さんとは親戚になり、よく知っていますので、問題ない。と思います。」</p>
会長	<p>「これより議案第13号 農地法第3条の許可申請について質疑を行います。質疑等ございませんか？」</p>
全委員	<p>質疑終了</p>
会長	<p>「質疑など無いようですので、採決に移ります。 議案第13号 農地法第3条について許可することにご異議ございませんか。」</p>
全委員	<p>「異議なし」</p>
会長	<p>「異議なし」と認めます。よって議案第13号 農地法第3条の許可申請については許可することに決定します。」</p> <p>「以上で議案の審議は終了しました。」</p> <p>協議終了</p>

<p>事務局</p> <p>会長</p>	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none">・農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について・視察研修について 等 <p>「以上をもちまして令和4年11月の農業委員会総会を終了いたします。」</p> <p>議事録署名人</p> <p>会長</p> <p>議事録署名人</p> <p>議事録署名人</p>
----------------------	---